

税務キヤッチ・アップ

相続税関係

死因贈与の法務・税務の取扱い

1 はじめに

自筆証書遺言保管制度の創設により遺言書の活用が広がっているが、未だ形式要件において作成のハードルは高い。そこで、遺贈に代わる方法として、死因贈与について検討したい。

2 事例

私の死亡後は、同居の長男に自宅を渡したいと考えています。遺言以外の方法として死因贈与という方法があるようですが、作成方法や税負担などにどのような違いがあるのでしょうか。

3 死因贈与の意義

死因贈与とは、贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与をいう。死因贈与と遺贈は、共に無償で財産を供与する行為であり、かつ、死亡によって効力が発生するという点で共通しているため、「その性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用する」とされている(民法554)。

一方で、契約である死因贈与と単独行為である遺贈ではその性質に違いがあることから、次の規定は死因贈与に準用されない。

- ・遺言能力(民法961~962)
- ・遺言の方式(民法967~984)
- ・遺贈の放棄(民法986)
- ・遺言書の検認(民法1004)

死因贈与の方式に関しては、通常の贈与の規定が適用される。ゆえに、方式について遺言のような厳格な定めはなく、贈与者と受贈者の双方の合意により成

立することから、書面に限らず口頭での合意であっても死因贈与契約は成立することとなる。

4 死因贈与契約の解除

(1) 贈与者側

遺贈の撤回の規定(民法1022)が死因贈与に準用されるかについて、判例においては、その方式に関する部分を除いて準用されるとして、遺贈と同様、贈与者の最終意思を尊重し、基本的に贈与者による死因贈与の取消を認めている。(最判昭47.5.25)

(2) 受贈者側

死因贈与は契約であることから、契約当事者の一方により解除することはできない。((1)及び書面によらない贈与で履行の終わった部分を除く。)また、遺贈の放棄の規定は準用されないことから、贈与者の生前に合意解除する場合を除き、受贈者側が一方的に死因贈与契約の解除、放棄はすることができない。

5 相続税の取扱い

相続税法では、「相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)」(相法1の3)とされており、死因贈与と遺贈は同様に取り扱われている。小規模宅地等の特例についても、要件を満たしていれば適用できる。

6 登録免許税・不動産取得税

死因贈与契約が遺贈と同様に扱われるのは、相続税法においてのみであり、登録免許税・不

動産取得税の課税においては、贈与を原因とした取得とされ、次の割合の税率が課される。

- (1) 登録免許税…1000分の20
(登法別表第一1(2)イハ)
- (2) 不動産取得税…100分の4
土地・住宅の軽減
……………100分の3
(地方税法73条の7, 15)

7 事例の場合

上記を2の事例に当てはめると、相続税の計算においては死因贈与と遺贈で変わることはない。しかし、相続人に対する登録免許税及び不動産取得税の課税については、死因贈与と遺贈では、次のように大きく異なる。

(1) 死因贈与の場合

登録免許税 : 1000分の20
不動産取得税 : 100分の4

(2) 遺贈の場合

登録免許税 : 1000分の4(3)
不動産取得税 : 非課税

8 おわりに

死因贈与は、契約書作成時に受贈者の合意が必要であるため、受贈者に対し特定の財産を渡すことを生前に約することができる点、また、作成も比較的容易である点でメリットがある。しかし、相続人に対して不動産を渡すような場合には、税負担の違いが大きくなることにも留意が必要である。

(右山研究グループ
税理士 田中 由美)